

令和5年度「第2回」博物館協議会資料
(R5.12.26 (火) 開催)

鳥取県立博物館改修整備基本方針 (素案)



令和6年●月
鳥取県教育委員会

第1章 基本方針策定の背景と経緯

1-1 改修整備基本方針策定の背景と経緯

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、開館後50年以上経過し、建物の老朽化、耐震力不足及び収蔵庫の狭隘化等深刻な課題を抱えている。

鳥取県教育委員会（以下「県教委」）は、平成26年に「鳥取県立博物館現状・課題検討委員会」を立ち上げ、県博の施設面での課題とこれまでの取組を検証し、その解決方法を報告書にまとめた。その報告を受け、平成27年に県教委は、自然、歴史・民俗、美術からなる県博について、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転し、現施設を自然、歴史・民俗の施設に改修する方針を定め、平成29年3月に「鳥取県立美術館整備基本構想」、平成30年7月に「鳥取県立美術館整備基本計画」を策定した。鳥取県立美術館（以下「県美」という。）の建設は、この計画に沿って進んでおり、令和7年春に倉吉市に開館する予定である。

県博の改修については、鳥取県立博物館協議会において現在地での改修を前提に議論され、平成30年6月に「鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）を策定しているが、改修後のリニューアルオープンが中間まとめ策定から10年程度先になることから、改修の構想については時代に応じた適切な修正が必要であることが記述されている。

1-2 中間まとめ策定後の情勢変化等

(1) 博物館法の改正

令和5年に博物館法が改正され、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示、教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、文化観光やまちづくり、福祉、産業、国際交流等の多様な活動に取り組むことで、地域の活力の向上に努めることが求められることになった。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の下での経験から、博物館が有する多様なコンテンツのデジタルアーカイブ化が博物館事業として追加された。

(2) 「ふるさとキャリア教育」の推進

県教委では、「ふるさとキャリア教育」（鳥取県に誇りと愛着を持ち、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材の育成）の視点をすべての施策の基軸として推進している。

(3) 国史跡「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平」内の変化

県博が立地している国史跡「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平」内では、鳥取市が中心となって、擬宝珠橋（平成30年）、中ノ御門表門（令和3年）等の整備を進められ、「にぎわい創り」も盛んに実施されている。また、仁風閣も令和6年1月から大規模改修が行われている。

県博の改修を進めるためには、こうした鳥取市の史跡整備計画等との連携を図りながら県博として果たすべき役割を充実させながら整備・運営していくことが必要となる。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題

令和2年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症に伴い、多くの博物館で休館や入場制限を余儀なくされたが、実物（もの）にふれる感動と実物（もの）を仲介として他者（ひ

と) と対話し、文化芸術や自然科学についての気付きや発見を共有することができる身近な場としての地域の博物館の重要性が改めて認識された。

また、デジタル技術を活用した資料のデジタルアーカイブ化とインターネットを通じた教育・コミュニケーション活動は、博物館の社会的役割を全うするためにも必要かつ有効であることが改めて認識された。

(5) 教育DXの推進

社会全体でデジタルトランスフォーメーション (DX) が加速していく中で、社会教育、生涯学習施設としての博物館のデジタル対応やインターネットでの公開対応が急がれている。

また、博物館などの積極的な活用を謳っている学校現場では、GIGAスクール構想により1人1台の端末が整備され、一層の利活用促進も期待される。また、デジタルアーカイブの教育利用は、全世代を通じた生涯学習での博物館資料の利用に繋がるなど関わり方は無限とされている。

(6) 増え続ける収蔵資料

中間まとめを策定 (平成 30 年 6 月) 以降も収蔵資料の寄贈が増加し続けている。

分野	内 容	H30.4月	R5.4月	差引き増
自然	動物剥製、植物標本、化石・岩石 等	90,100	101,418	11,318
人文	考古・歴史・民俗資料、藩政資料 等	73,527	80,042	6,515
美術	絵画、彫刻、写真、工芸、書 等	9,581	10,618	1,037
計		173,208	192,078	18,870

※上表以外に整理中の資料あり。

(7) 中間まとめに記載のある事項

- ①美術館整備の進捗と密接に連携しつつ、博物館機能の担い手たる学芸員をはじめとした館職員が協働して準備を進めるとともに、様々な関係団体や有識者、利用者等の意見や要望、更には民間のノウハウ等も参考にしながら検討を進めること。
- ②東部地域の県民の方を中心にして、現施設での美術分野の事業展開等の維持を強く要望されていることに配慮すること。
- ③改修工事期間中は、全ての収蔵物品を館外で保管・管理する必要があり、当該一時保管の課題も加える必要があること。
- ④改修に当たって、外観に新たな博物館の出発を示せる象徴的な意匠をほどこすことや、外構まわりも含めてユニバーサルデザインの視点での必要な対応を行うこと。

第2章 県博の設置目的と取組の方向性

2-1 県博の設置目的

平成30年に策定された中間まとめにおいて、県博のあり方に関する基本認識「鳥取県の自然と人間の歩みの継承と活用」、「国内外の自然や人間の歩みの理解と交流」及び「人づくり・地域づくりの推進」として、改修後の県博の設置目的は次のとおりとされている。

- 1 鳥取県の美しく豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みを確実に後世に伝えていくとともに、国内外の多彩な自然や人間の歩みへの理解を促す。
- 2 子ども達を始めとする県民が、独自の自然と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていくのを、学校教育と連携して支援する。
- 3 独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げるのに貢献する。
- 4 独自で多彩な自然と人間の歩みを調査・紹介・普及することにより、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

⇒第1章1-2の中間まとめ策定後の情勢変化等を踏まえ、取組の方向性を次のとおりとする。

2-2 取組の方向性

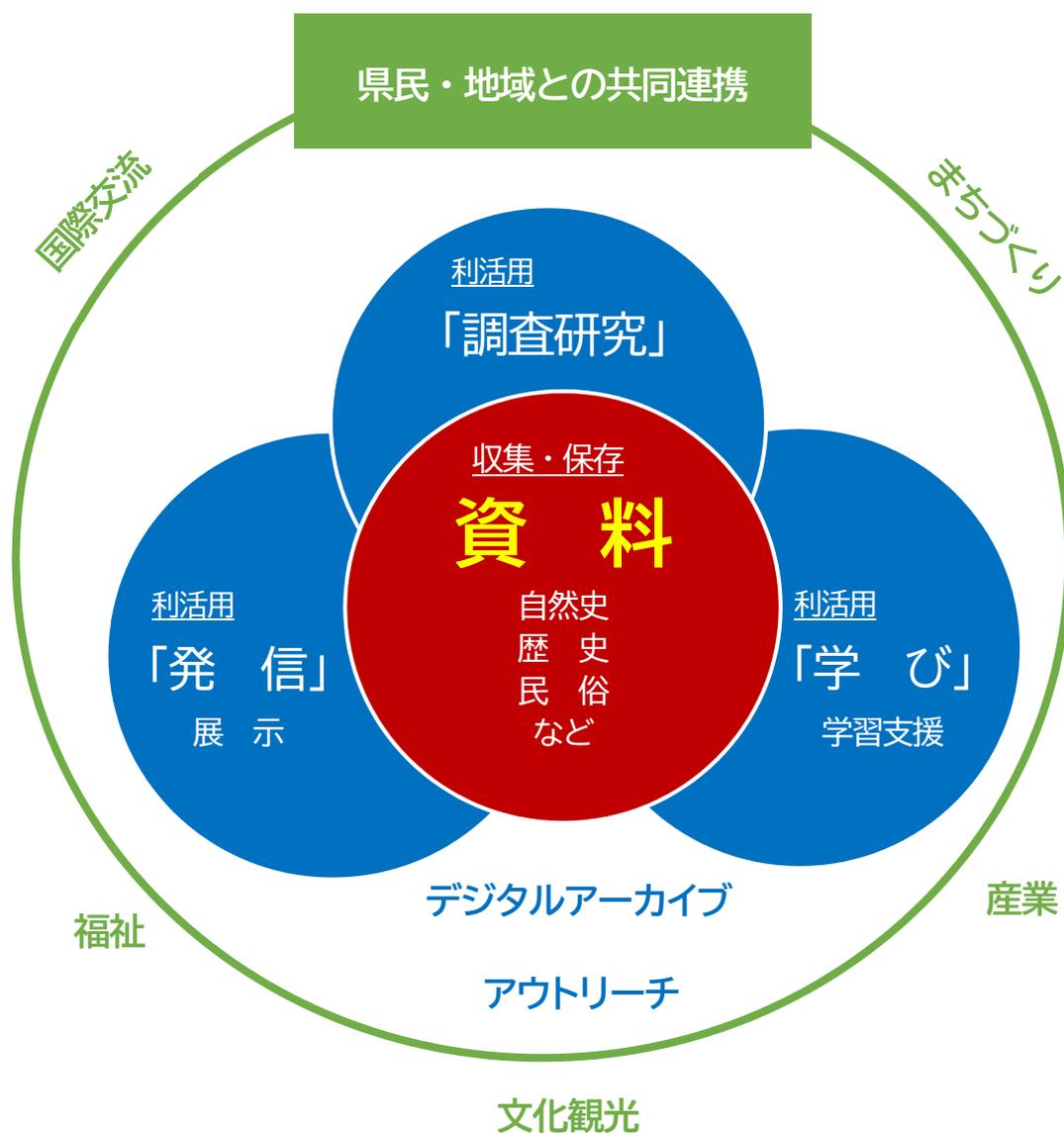
地域の財産である自然史・文化の歴史と今を記録に留め未来に受け継ぐ拠点「鳥取県の過去を知り、ともに考えていく博物館＝鳥取県の蔵」として、現在の場所においてこれまで博物館が果たしてきた資料の収集・保存を中心とした基本的な役割・機能を今後ともしっかりと果たすことで、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」となり、更には、まちづくりなどの地域の多様な分野に「も」貢献する。

《「鳥取県の過去を知り、ともに考えていく博物館＝鳥取県の蔵」》

- | |
|--|
| 1 鳥取県の過去（自然史、歴史、民俗等の資料）を、県民一人一人の財産として収集し、いつまでも保存します。 |
| 2 資料は、いつでも誰でも利活用できるようにし、県民の主体的な学びに貢献します。 |
| 3 資料の利活用により、鳥取県の新たな価値と魅力を見だし、国内外へ発信し、交流と発展を進めます。 |
| 4 県民・地域との共同連携による「魅力ある県立博物館」となることで、文化観光やまちづくりなど、多様な地域の活力向上に貢献します。 |

【概念図】

鳥取県の過去を知り、ともに考えていく博物館 = 鳥取県の蔵



第3章 必要な機能と事業計画

県博の取組の方向性を具現化するためには、次のような機能を備え、事業を展開していく必要がある。

3-1 収集・保存

《機能》

1 鳥取県に関するものを中心に、地学、生物、歴史、民俗文化など自然と先人の歩みに関する貴重な資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能
2 収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に、いつでも誰でも利活用できる機能
3 収集した資料を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害時に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、観覧や閲覧、利活用が容易に行える機能
4 美術館が県博で開催する鳥取藩ゆかりの作品展示等に対応した、一部の藩絵師作品等の収蔵機能
5 保存中の資料について、保存の意義が消失した場合や他施設等において一層有効な活用が期待できる場合に移管等ができる機能

《事業計画》

1 鳥取県の自然史、歴史・民俗等に関する資料の収集

- ・鳥取県に関する自然史、歴史・民俗などの資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。
- ・保存の意義が消失した場合や他施設等において一層有効な活用が期待できる場合に移管等ができる手法について検討する。

2 収集資料の保存と利活用

- ・収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等をはじめとした誰もがいつでも「鳥取県の蔵」を利活用できる環境を整える。
 - (動物・昆虫、民俗等)
収蔵庫を常時開放し、調査や学習のできる環境で、学芸員や県民協力団体関係者等と対話や交流を行う。【(開放収蔵庫 (仮称))】
 - (その他)
各資料の性質に即した環境の収蔵庫で、標本製作資料調査、閲覧及び学習のできる環境。
- ・常設展示や企画展示で継続的に鳥取藩ゆかりの藩絵師作品及び吉田璋也に代表される民藝運動による工芸品(以下総称して「藩絵師作品・ゆかりの民工芸作品」という。)の展示又は展覧会を開催することに対応するため、一部の藩絵師・ゆかりの民工芸作品を引き続き収蔵する。

3-2 調査研究

《機能》

1 資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等できる機能
2 県博の収蔵資料を内外の研究者等に関わらず、誰でも容易に調査・利活用できる機能
3 調査研究の成果を反映した活動や学習を行い、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元する機能
4 県内各地に残る自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者など館外主体の参画・協力を得て調査研究し、新たな資料として収集・保存する機能

《事業計画》

1 収集資料の整理と研究

- ・保存した資料を活用できるよう、県民協力団体などの関係者の参画・協力を得て、整理と登録を優先的に行っていく。
- ・整理された資料はデジタルアーカイブ化し、「とっとりデジタルコレクション」で積極的にインターネット公開し、誰でも、いつでも、どこからでも利活用できるようにする。
- ・高画質画像によるデジタルアーカイブ化、VR・AR等の技術導入、高精細レプリカの作製など、関係者との連携により、それらの制作から利活用に関する取組を目指す。（展示、学習支援でも有効に活用する。）
- ・収蔵庫を常時開放し、調査や学習のできる環境で、学芸員や県民協力団体関係者等と対話や交流を行う。

2 目録・データベースの提供と『研究報告』の発行

- ・資料を目録・データベースとして提供し、また調査研究の成果を『研究報告』として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元するとともに、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。

3-3 展示

《機能》

1 鳥取県の自然史と先人の歩みについて、常時、専門分野ごとに詳しく伝えるとともに、まとまりのある地域ごとに過去からの流れをわかりやすく紹介する機能
2 国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果等を紹介する機能
3 県東部でも県民等が継続的に美術系展覧会を観覧できる機能
4 研究者や愛好家はもちろん、様々な人々が博物館の展示活動に参画・協働することができる機能
5 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親んでもらえる機能

《事業計画》

1 常設の展示活動空間

(1) 鳥取県の過去を知り、ともに考える展示活動空間

- ・鳥取県の自然史、歴史、民俗等の重要な「資料」を紹介し、学芸員はじめ県民協力団体等の様々な関係者の協力を得て、その資料にまつわる様々な学びが行えるようにし、本県の過去を総合的に把握・理解してもらえるようにする。
- ・県民とともに作り上げることを心がけ、展示活動から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい価値観が創り出されるようにする。
- ・増加する訪日外国人等のニーズに応えるため、展示品のキャプションをはじめとする館内に設置する多言語による解説を行う。(企画展示等も同じ。)

(2) 鳥取県に関する分野別の展示空間

- ・各分野について、学芸員はじめ研究者や県民協力団体等の様々な関係者の調査研究やその成果紹介などを行える活動空間で、アクティブな展示活動空間とする。
- ・期間限定のコーナーを設け、新収蔵コレクションや最新的话题を速報展示する。それらについては、研究者や愛好家はもちろん、様々な人々が参画・協働することができるようにする。
- ・収蔵庫を常時開放し、誰でもいつでも資料を見て学習できる活動空間とする。
- ・歴史・民俗分野の常設展示において、鳥取藩の歴史を物語る藩絵師作品や当時の美術工芸品を歴史・民俗資料として混合展示を行う。

2 企画展示

(1) 国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会（年1回程度）

- ・世界や日本の多様な状況、今を生きる上で必要な知見や情報などを学ぶことができる機会を県民に提供する。
- ・引き続き、公開承認施設としての承認を得て、国の重要文化財や国宝等の展示を行う。
- ・県民の鑑賞機会の充実のため、展覧会は2か月程度にわたり長期開催する。

(2) 鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会（年1回程度）

- ・鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。

※学芸員を増員し、展覧会の回数を増やすことも検討する。

(3) 県立美術館主催の美術系展覧会等の開催

- ・東部地域でも県民等が継続的に美術展覧会を観覧できる機会を確保する。

3-4 学習支援

《機能》

1 学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手法、設備等（インターネットを含む）を駆使し、効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能
2 学校教育における地域学習を、館内外で効果的に支援できる機能
3 年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能
4 学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般住民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能
5 県博から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能
6 幼稚園・保育園や学校の博物館利用を促進する機能

《事業計画》

1 鳥取県講座・講演会・展覧会・ワークショップ等の充実

- ・様々な使用形態に対応可能なスペースを設け、学校など大人数の団体や幅広い来館者を対象に、多様な学習ニーズに応える機会を提供する。
- ・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。
- ・資料の整理や調査、展示の準備などを紹介することも実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す機会とする。

2 アウトリーチ活動の充実

- ・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを設定した貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行い、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。
- ・その際には、県内の他の博物館と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。

3 学校教育支援の充実

- ・「ふるさとキャリア教育」が目指すところである、児童生徒が鳥取県の自然や歴史等について体験的に学び、その価値や魅力について理解する中で「ふるさと鳥取」に誇りと愛着を持つことができるよう、展示や活動内容を充実する。
- ・学校教育における博物館利用を促進するため、社会科見学や遠足、授業等での児童生徒の来館時におけるサービスや活動内容を充実する。
- ・県内すべての児童生徒が発達段階に応じた博物館利用ができるよう、学校との事前・事後の打合せ等を通して、活動（学習）内容のねらいを互いに共有する。
- ・不登校児童生徒の社会的な自立に向けて、学校と連携しながら、博物館の見学等を通して知的好奇心や豊かな感性を育むとともに、人やものとのつながりが実感できるようにする。
- ・博物館の学習資源について周知する「教員のための博物館の日」の開催等を通して、教員が博物館に親しみを持つとともに学びの場であるという認識を深めるなど、博物館が行う学校教育支援についての普及啓発を充実する。

4 ICTの活用、教育DX

- ・収蔵資料は「とっとりデジタルコレクション」で積極的にインターネット公開し、誰でも、いつでも、どこからでも利用できるように拡張する。
- ・障がいのある方や病気などで来館されることが難しい方々には、インターネットを使った展示解説、講座等ができる環境を整備し、どこからでも博物館を利用していただけるように内容充実を図っていく。
- ・博物館に来館、学校への学芸員派遣などの前後に、GIGAスクール構想により1人1台整備された端末を使用し、デジタル化された資料で学習することで学習効果が高められるように内容充実を図っていく。
- ・乳幼児から高齢者まで全世代を通じた学習での博物館資料の利用に繋がるように内容充実を図っていく。

3-5 県民・地域との協働・連携

《機能》

1 県民が自発的に学習するのを支援する機能と、必要に応じて博物館の資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能
2 博物館の収蔵資料を、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して調査研究し、その他様々な連携事業を推進する機能
3 県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への助言や巡回展示等による連携・交流を推進する機能

《事業計画》

1 ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化

- ・資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解読などをボランティアに支えてもらって着実に推進する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。

(現在の活動例) 古文書解読ボランティア、県民協力団体制度(化石部、むし部等)

2 研究機関等との連携の推進

- ・大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して調査研究を推進し、国内外の多種多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。

3 県民の活動成果の発表機会の提供

- ・企画展示室を県民の様々な活動成果等を展示・発表する場として積極的に提供する(貸館)。展示・発表の内容については、県展、市展をはじめとし、ジャンルを限定せず、県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。

4 県内他館との連携

- ・県内に市町村や民間団体が設置している博物館(類似施設)に対し、収蔵資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で展示活動や講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。

5 地域への貢献

- ・「魅力ある博物館」としての活動を充実させ、地域の文化観光やまちづくり、福祉、産業、国際交流等の関係機関と連携し、地域の活力の向上に貢献する。

(以下は、次回（以降）の協議会で提案する仮の項目名である。)

第4章 施設改修計画

4-1 整備の基本方針

4-2 整備の概要

第5章 基本方針の実現に向けて

5-1 運営体制

5-2 利用促進策

5-3 運営費用（年間）の想定

5-4 目標の設定と評価

5-5 今後のスケジュール等